

岸和田市個人番号カード交付事務事業に係る報償金給付事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱（平成27年6月23日付け総行住第66号総務大臣通知）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、個人番号カード（以下、「マイナンバーカード」という。）の取得を希望しているが自身での手続きが困難な者の交付申請にかかる支援または代理で交付を受けることを行う施設や支援団体（個人を除く。以下「施設等」という。）の負担に対して、本市の予算の範囲内において報償金を給付することにより、マイナンバーカードの交付促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、その他の用語の定義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）ほか、関係法令の例による。

(1) 申請サポート 個人番号カード交付申請書の記入補助、顔写真撮影及び印刷等、顔写真を貼付した申請書の郵送提出（地方公共団体情報システム機構（以下、「J-L I S」という。）宛）及び申請に係る不備がある場合はその対応をすることをいう。

(2) 受け取りサポート 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成27年9月29日付け総行住第137号通知）第4-3-(5)「交付申請者の代理人に対する交付方法」により、交付申請者に代わり代理で本市からマイナンバーカードの交付を受け、交付申請者にマイナンバーカードを引き渡すことをいう。

(3) 交付申請者 マイナンバーカードの交付を受ける意思がある者をいう。

(4) サポート要支援者 本市に住民登録がある施設入所者、要介護・要支援認定者、障害のある者、長期入院者をいう。

(給付対象者)

第3条 給付対象者は、サポート要支援者に対し申請サポートまたは受け取りサポートを実施した施設等であり、本市に事業所を置くものとする。ただし、法人格を有する施設等に限る。

(報償金の給付額)

第4条 給付額は、次の各号のとおりとする。

(1) 前条に定める給付対象者が、サポート要支援者（ただし、マイナンバーカードの申請が初めての者、または、マイナンバーカードの有効期間の満了する日までの期間が3月未満となり申請する者に限る。）に係る申請サポートを実施し、本市が第8条による確認をした場合、サポート要支援者1人当たり2千円。なお、J-L I Sに提出した交付申請書が不備

となり、再申請した場合であっても、交付申請者であるサポート要支援者の人数は通算して1人とする。

(2) 前条に定める給付対象者が、次の(ア)(イ)(ウ)のいずれにも該当するサポート要支援者に係る受け取りサポートを実施し、本市が第9条による確認をした場合、サポート要支援者1人当たり2千円。

(ア) 交付申請者宛の交付通知書を受け取っている者

(イ) マイナンバーカードの申請が初めての者、または、マイナンバーカードの有効期間の満了する日までの期間が3月未満となり申請した者

(ウ) 病院長、施設長または居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類(個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第4-3-(1)-C別紙様式第1-1または1-2)を作成できる者

(申請サポートに係る報償金の給付の条件)

第5条 申請サポートを実施しようとする施設等は、次の各号の書類等を事前に本市に提出し、申請サポートによる申請が可能であるか本市の確認をとらなければならない。なお、第4号の誓約書については、市の登録業者である場合、または、年度ごとに岸和田市長宛に提出済みの場合は提出不要とする。

(1) マイナンバーカード申請サポート実施申込書(様式第1号)

(2) マイナンバーカード申請サポート対象者一覧

(3) サポート要支援者であることを疎明するに足りる資料

(4) 暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書

2 前項において、申請サポートによる申請が可能であることが確認できたとき、本市はマイナンバーカード申請サポート実施依頼書(様式第2号)により、当該施設等に実施を依頼する。なお、実施依頼を行う期間は本市が定める期日までとする。

3 給付対象者は、前項の実施依頼を受けた後、申請サポートを行い、マイナンバーカード総合サイト『申請状況照会サービス』にて申請状況を確認し、「マイナンバーカード発行処理中(確認の結果不備なし)」と表示されたことを確認、または照会不可であることを確認後、次の各号の書類等を市長宛に提出し、実施完了の報告をしなければならない。

(1) マイナンバーカード申請サポート実施完了報告書(様式第3号)

(2) 顔写真を貼付し、必要事項を記入した交付申請書の写し

(3) 報償金口座振込申出書

(4) 振込口座の口座番号や名義等がわかる部分の通帳の写し

(受け取りサポートに係る報償金の給付の条件)

第6条 受け取りサポートを実施しようとする施設等は、次の各号の書類等を事前に本市

に提出し、受け取りサポートによるマイナンバーカードの交付が可能であるか本市の確認をとらなければならない。なお、第4号の誓約書について、市の登録業者である場合、または、年度ごとに岸和田市長宛に提出済みの場合は提出不要とする。

- (1) マイナンバーカード受け取りサポート実施申込書(様式第4号)
- (2) マイナンバーカード受け取りサポート実施対象者一覧
- (3) 個人番号カード顔写真証明書(個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第4-3-(1)-C別紙様式第1-1または1-2)
- (4) 暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書

2 前項において、受け取りサポートによるマイナンバーカードの交付が可能であることが確認できたとき、本市はマイナンバーカード受け取りサポート実施依頼書(様式第5号)により当該施設等に実施を依頼する。なお、実施依頼を行う期間は本市が定める期日までとする。

3 給付対象者は、前項の実施依頼を受けた後、受け取りサポートを行い、受け取りサポート実施完了後、次の各号の書類等を市長宛に提出し、実施完了の報告をしなければならない。なお、マイナンバーカードの受け取りの際は、前項において受領したマイナンバーカード受け取りサポート実施依頼書(様式第5号)を提示すること。

- (1) マイナンバーカード受け取りサポート実施完了報告書(様式第6号)
- (2) 報償金口座振込申出書
- (3) 振込口座の口座番号や名義等がわかる部分の通帳の写し

(報告書の提出がない場合の取扱い)

第7条 本市が定める期日までに報告書の提出がない場合は、報償金を給付しないこととする。

(申請サポート実施完了の確認)

第8条 給付対象者から提出されたマイナンバーカード申請サポート実施完了報告書(様式第3号)に記載された者について、本市は、不備対応を含む申請完了の事実を次の各号またはその他市長が適当と認める方法により確認するものとする。

- (1) 給付対象者がJ-LISに郵送した交付申請書の写しと給付対象者から提出されたマイナンバーカード申請サポート実施完了報告書を突合し確認する。
- (2) 統合端末の交付申請書のカード発行状況により確認する。
- (3) 給付対象者がJ-LISに郵送した交付申請書の写しとJ-LISから本市宛に郵送されたマイナンバーカードを突合し確認する。

(受け取りサポート実施完了の確認)

第9条 給付対象者から提出されたマイナンバーカード受け取りサポート実施完了報告書

(様式第6号)に記載された者について、本市は代理受け取りの事実を次の各号またはその他市長が適当と認める方法により確認するものとする。

(1) マイナンバーカード受領の際に記入された個人番号カード受取申請書兼受領書と給付対象者から提出されたマイナンバーカード受け取りサポート実施完了報告書を突合し確認する。

(2) 統合端末のマイナンバーカードの運用状況により確認する。

(支払方法)

第10条 本市が第8条または第9条により確認した申請または受け取りサポートについて報償金給付額を決定し、速やかに給付対象者が指定する口座に振り込むことにより給付する。

(事務の所管)

第11条 この事務取扱に関する所管は、市民環境部市民課とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。